事務事業の調整方針の変更について

平成17年2月14日 富山地域合併協議会

事務事業の調整方針の変更一覧

専門部会名	分科会名	小項目コード	小項目名	事務事業名	変更前 調整方針	変更後 調整方針
企画議会	議会監査		表彰及び叙勲関 係	議長賞の交付	合併時に調整する。	合併後に再編する。
企画議会	選挙	16	投票関係	投票立会人の報酬	富山市の例により統合する。 報酬額等については、合併時までに調整する。 なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。	合併時に富山市の例により統合する。 なお、報酬額等については、執行経費基準法に準ず る。
財務部	財産	4	庁舎管理	庁舎電話の管理(電話交換業務含)	現行のとおり新市に引き継ぐが、合併後に検討する。	合併時に再編する。
福祉保健	福祉	118	自動車改造費助 成	自動車改造費助成	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。	合併時に富山市の例により統合する。
福祉保健	福祉	119	自動車免許取得 費助成	自動車免許取得費助成	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。	合併時に富山市の例により統合する。
福祉保健	福祉	138	心身障害者(児) 福祉金事業	心身障害者(児)福祉金の給付	合併時に再編する。 なお、所得制限については、合併時までにその内容を 定める。	合併時に再編する。 平成17年度に限り、補助金額について、富山市に経 過措置を設ける。
福祉保健	福祉	392	事業所取得事業 負担金	上婦負介護保険事務組合負担金	負担金については、繰上げ償還する方向で検討する。	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
福祉保健	福祉	402	障害者移送サー ビス	障害者移送サービス	合併時に再編する。	合併後に再編する。
市民生活	生活安全	4	交通安全	市民及び交通安全関係団体との連携協働	富山市大沢野町の例により統合する。 なお、らいちょうクラブについては、合併後に再編す る。	合併時に富山市の例により統合する。 らいちょうクラブについては、合併後に再編する。 交通安全協会補助金については、合併時に再編す る。 ただし、大沢野地区(大沢野町、大山町、細入村)については、合併後に再編する。
市民生活	生活安全	13	防犯	防犯協会補助金	合併時に再編する。	合併後に再編する。
環境	環境	24	環境保全	環境基本条例の制定	合併後に新たな条例を制定する。	合併時に新たな条例を制定する。
商工労働	商工労働	31	商工金融	融資制度に係るペイオフ対策	合併時に再編する。	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後再編する。
農林水産	農林水産	71	山村地域等振興 支援事業	付足辰山竹地以又饭闲建争未	大山町における事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、それ以外の地域の事業計画については、合併後に策定する。	大山町における事業については、現行のとおり新市に 引き継ぐ。
農林水産	農林水産	85	調査研究事業	調査研究事業	合併時に再編する。	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

事務事業の調整方針の変更一覧

専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	変更前 調整方針	変更後 調整方針			
上下水道	水道	29	集中検針方式の 取扱い	乗甲快軒刀式の収扱い	台併時に富山巾・帰中町の例により統合する。 たむ チレセンメームーの栓字送期取麸えについては か	現行の富山市の例により、共同住宅における各戸検 針を実施する。 合併時から私設メーターの検定満期取替は富山市の 例による(契約者負担)。 ただし、婦中町における平成17年3月31日までの契約 分(公費負担)については、従前どおりとする。			
上下水道	水道	80	水道工事の調 査・設計・施工	水道工事の調本, 設計, 城工, 建偿	合併後再編する。	建設改良工事の調査・設計・施工については、すべて本局で行う。 調査については、合併時に直営・委託の区分を再編する。なお、地形図等は現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後再編する。 設計については、合併時再編するが、使用材料については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後地域特性などを考慮して再編する。 なお、システムについては、合併後に富山市により統合するが、入れ参加資格認定基準等については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後に富山市により統合するが、入れ参加資格認定基準等については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後再編する。 補償については、合併時に富山市の例により統合する。			
上下水道	下水道	24	下水道管渠の調査・設計・施工	下水道管渠の調査・設計・施工	調査については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 設計については、合併時にシステムを統一する。 施工体制については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	建設改良工事の調査・設計・施工についてはすべて本 局で対応する。 調査基準については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 設計基準については、合併時にシステムを統一する。 施工基準については、現行のとおり新市に引き継ぐ。			